

I 地域福祉について

(1) 地域福祉とは

皆さんは「福祉」という言葉にどのようなイメージをお持ちでしょうか？

一般的なイメージとして、お年寄りや子育てをしている人、障害のある人、経済的な不安を感じながら生活している人など、何かに困っていたり、助けを必要としたりする人たちに向けてサービスを提供することと思う人が多いのではないかと思います。

実は、困っていたり、助けを必要としたりする人たちに向けてサービスを提供することは「社会福祉」という言葉で表されることから、「福祉」とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉となります。

それでは、「地域」という言葉はどうでしょうか。広島県や竹原市、中学校区、自治会など、「地域」という言葉を使う場面や読んだ人によってその範囲が異なるものとなるため、本計画における「地域」とは、住んでいる人が身近に感じる所として、自治会単位から中学校区程度の範囲を意味する言葉とします。

つまり、「福祉」と「地域」を足して「地域福祉」という言葉にすると、住んでいる人が身近に感じる所の「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味することになりませんか？

地域においては、誰もが違う環境にあり、一人ひとりできることや得意なことも違っており、生活をする上での課題や困りごとにも異なっています。

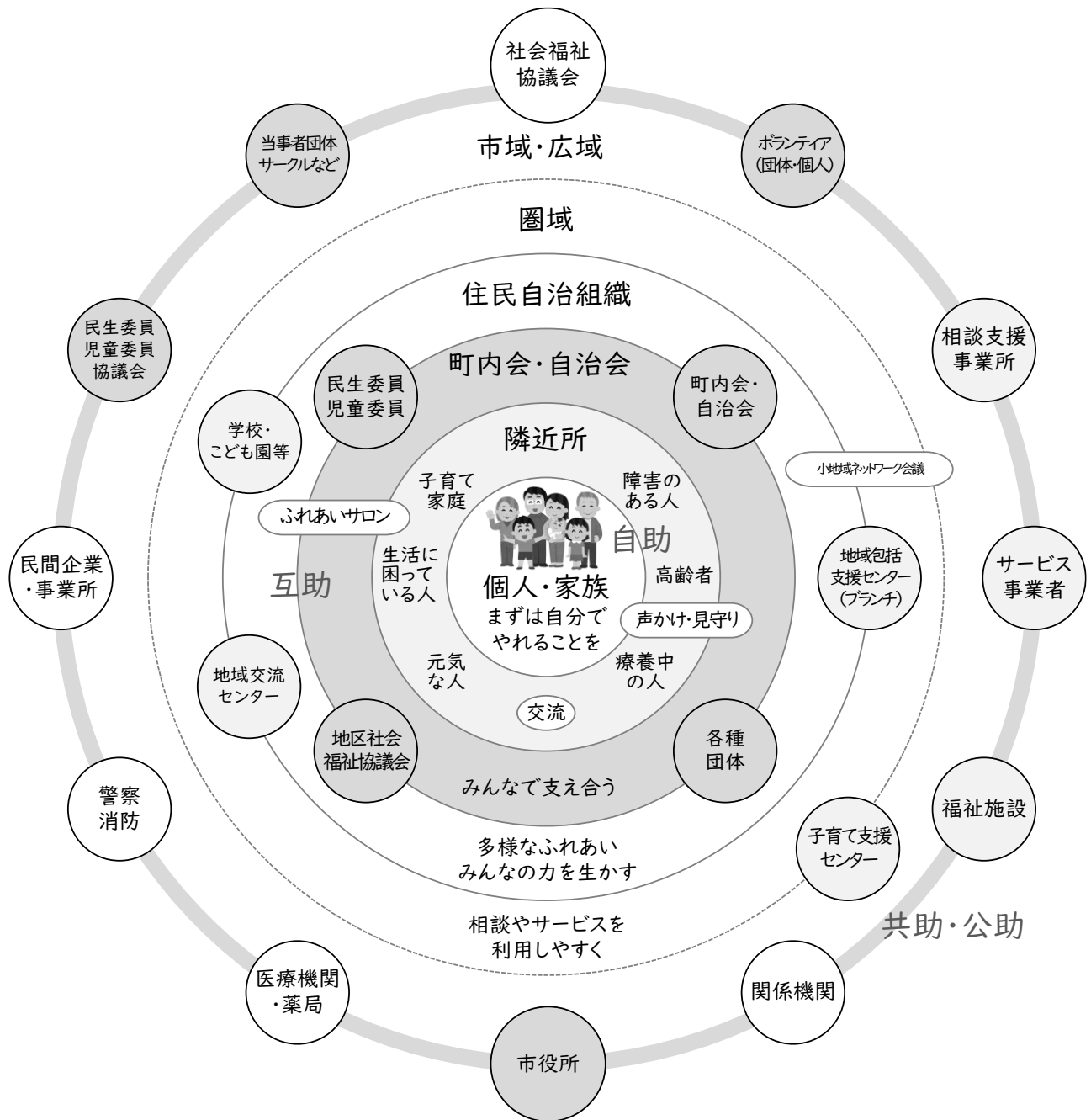
生活をする上での課題や困りごとは、身近な人の助けあいを中心として、福祉サービスなどの公的支援がサポートしていくことで解決に向かいます。

結果、一人ひとりの「しあわせ」や「ゆたかさ」につながり、さらには、地域に広がっていくと考えられます。

これらを踏まえて本計画における「地域福祉」とは、年齢・性別・家族構成・障害・職業などそれぞれに違いがある中で、その誰もが自分の住んでいる地域で安心して暮らしていくために、生活の中で直面する様々な課題に対して、住民自身や隣近所、自治会、各地区社会福祉協議会、福祉サービス関係者、竹原市社会福祉協議会、竹原市など一人ひとりの生活に関わる人や団体がお互いに協力して解決に取り組んでいくことを定義とします。

(2) 地域福祉推進のイメージ図

地域福祉を進めていくためには、連携・協働への取組の強化、自助・互助・共助・公助のネットワークが必要であり、以下の図では、そのネットワークのイメージを示しています。



2 地域福祉をめぐる動向

(1) 地域福祉の現状と課題

【少子高齢・人口減少社会】

少子高齢・人口減少という国全体が抱える大きな問題は、経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす状況となっています。

令和7(2025)年には、団塊の世代(1947-49年生まれ)の方が75歳以上(後期高齢者)となる2025年問題や、国全体の65歳以上の高齢者人口が最も多くなると推計されている令和22(2040)年に向けて社会保障の持続が懸念されている2040年問題など、人口構造の変化による大きな課題もあります。

これらの社会構造の変化などを背景として、全国的に地域・家庭・職場など様々な場において、支えあいの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化するケースも増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立することなくその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、世代や分野を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

【社会的孤立】

「社会的孤立」という言葉について明確な定義はありませんが、一般的に家族や社会との関係が薄く他者と関わることがほとんどない状態のことを指します。同居する家族がいても他人との交流が乏しければ、社会的孤立に陥ってしまう場合もあります。

OECD(経済協力開発機構)^{※1}の調査によれば、家族以外とのつきあいがほとんどない「社会的孤立」の状態にある人の割合は、先進国20か国の中で日本が最も高くなっています。

少子高齢化が進む中で、高齢者人口が増加するとともに、高齢者単独世帯も増加しており、孤立死(孤独死)や悪徳商法被害、高齢者自身の犯罪など社会的孤立に関連する社会問題も起こっています。

社会的孤立は高齢者のみではなく、雇用情勢の悪化や人づきあいの希薄化、インターネットの普及によるコミュニケーションのあり方の変化など、若者においても孤立に陥り、自殺やニュースになるような犯罪へとつながる要因となっています。

※1 国際経済全般について協議することを目的とした国際機関のことをいいます。

【生活困窮】

日本では、経済的格差の広がりに合わせて、国全体の生活水準や文化水準を下回る状態に陥っている相対的貧困が進んでおり、厚生労働省の令和2（2020）年の発表では、相対的貧困率は15.4%、子供の貧困率は13.5%となっています。

生活困窮者自立支援法は、これまで行われてきた高齢者や児童・障害者といった分野別に分けた枠組みでは支援できない・あるいは十分な支援を行えない「制度の狭間」にある方の自立を支援するために平成27（2015）年4月から整備された法律です。しかし、制度が広く定着しているとは言えず、法律や制度を知らないために相談に来ることができない方も少なからずいると考えられます。

こうした状況の中で、新型コロナウイルス感染症の流行による失業や所得減少により、生活困窮に陥ってしまう方が全国で爆発的に増加しています。

生活困窮においては、社会的孤立との因果関係が強い場合も多く、就労支援や経済的支援だけではなく、社会とのつながりづくりなど多様な支援が必要となっています。

【課題の複雑化・複合化】

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例として、高齢の親と無職独身や障害のある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児を同時に行わなければならない世帯（ダブルケア）の問題など、解決が困難な課題が社会全体で目に見える状況となっています。

高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの分野別の公的支援制度は、各分野における対象者と支援内容で整理されていますが、例として挙げた世帯などは、単一の支援制度のみでは解決が困難であったり、支援対象とはならなかったりする場合があります。その支援対象とならない世帯に向けては、今までの支援制度にとらわれず複合的に支援していくことが必要とされています。

(2) 地域福祉の推進に向けた国の対応

【生活困窮者への支援】

平成27(2015)年に生活困窮者自立支援法が施行され、平成30(2018)年には包括的な支援体制を強化する改正を行い、同法の施行まで生活保護のみであった生活困窮者に対する公的支援制度を拡充させるなど、制度の狭間で支援を行う事ができなかった人に向けての支援への対策も進めています。

【地域共生社会の実現に向けて】

近年の国の主な動向としては、平成27(2015)年に、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの分野別・対象者別の専門的サービスの基盤整備を中心とする方向性から転換することとし、平成28(2016)年に「地域共生社会の実現」という地域福祉を推進する上でのキーワードを示しました。

そこから、「地域共生社会の実現」のため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部や地域共生社会推進検討会を設置し、包括的な支援のための具体的な施策の検討を進めてきました。

その検討の具体策として、社会福祉法を改正し、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業(重層的支援体制整備事業)を令和3(2021)年4月からスタートさせています。

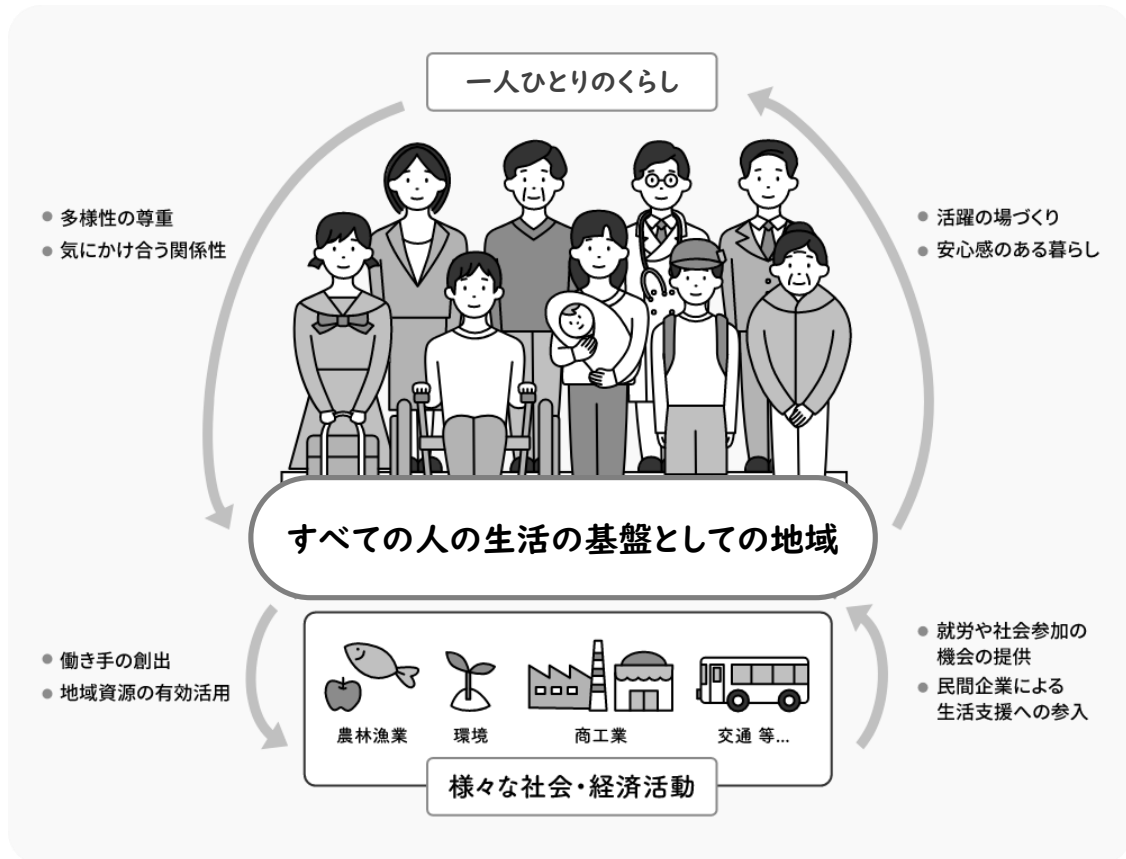
【近年の主な地域福祉に関する国の動向】

年	内容
平成25 (2013)年	改正災害対策基本法施行(避難行動要支援者に対する災害時に備えた地域での見守り・支えあいの体制強化)
平成27 (2015)年	生活困窮者自立支援法施行(生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行う等支援の拡充) 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定(「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を提示)
平成28 (2016)年	成年後見制度利用促進法施行 「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」の記載 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成29 (2017)年	改正社会福祉法施行(社会福祉法人の強化、福祉人材確保の拡充) 「『地域共生社会』の実現に向けて」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
平成30 (2018)年	改正社会福祉法施行(地域共生社会の実現に向けた理念の明確化、地域福祉計画の充実) 改正生活困窮者自立支援法施行(包括的な支援体制の強化、居住支援強化) 令和22(2040)年を展望した社会保障・働き方改革本部において、地域共生・地域の支えあいの実現に向けた取組が論点の一つの柱として位置づけられる
令和元 (2019)年	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)にて、「断らない相談支援等の包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性を示す
令和2 (2020)年	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活困窮者自立支援制度の一部対象者や要件を緩和
令和3 (2021)年	改正社会福祉法施行(「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業「重層的支援体制整備事業」の枠組みが創設) 改正災害対策基本法施行(避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村に作成の努力義務) 孤独・孤立対策の重点計画策定(孤独・孤立対策推進会議決定)

3 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは

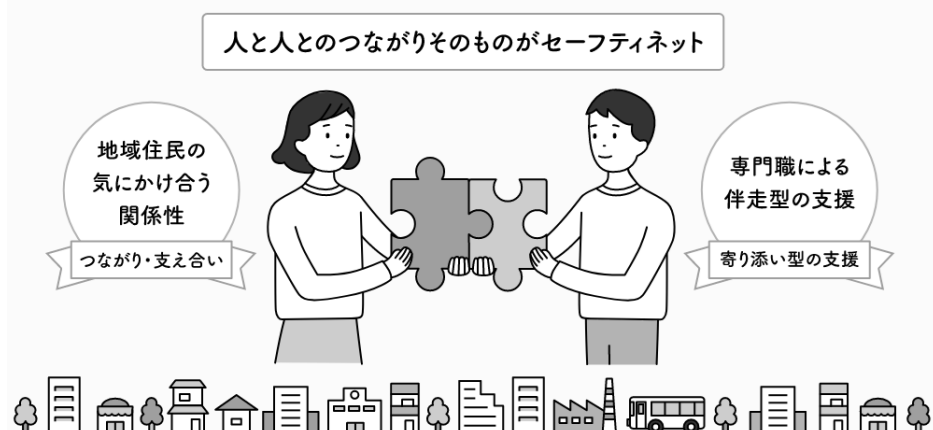
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減少による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり、支えあう取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

新たに創設された重層的支援体制整備事業は、属性を問わず広く地域住民を対象として、地域全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的としているため、「地域共生社会の実現」のために欠かせないものとなります。



本ページは厚生労働省：地域共生社会のポータルサイトを参考としています。

4 計画策定の趣旨と法的根拠

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「やっぱりええねたけはら～みんなで支えあう 安全・安心・協働のまち～」を基本理念として、平成24(2012)年3月に「竹原市地域福祉計画」を策定、平成29(2017)年3月には「第2次計画」として改定し、様々な施策を推進してきました。

本計画は、目まぐるしく変化する社会情勢や、本市の現状とこれまでの取組、地域資源を整理し、「地域共生社会の実現」を図るための方向性を示すために策定するものです。

(2) 計画策定の法的根拠

本計画は、社会福祉法(第107条)に基づき、本市の地域福祉を推進するための「基本的計画」として位置づけるもので、社会福祉法では以下の内容を盛り込むことが求められています。

【社会福祉法において規定する地域福祉計画に盛り込むべき事項】

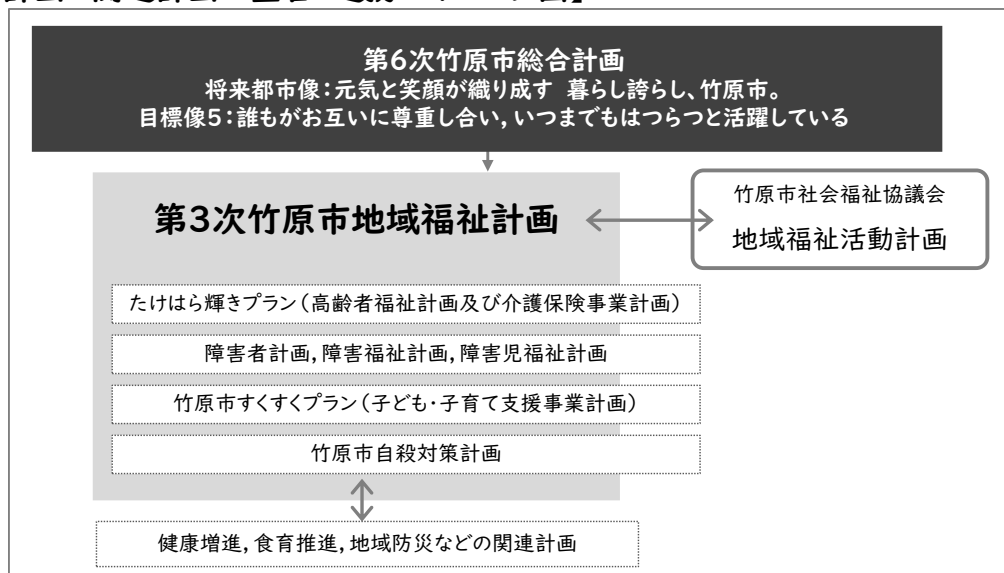
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

併せて、成年後見制度利用促進法(第14条第1項)に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(第8条第1項)に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置づけるものとします。

また、本計画は、第6次竹原市総合計画及び本市における関連計画との整合を図るとともに、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の地域福祉に関わる計画の上位計画として、策定するものです。

加えて、竹原市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画とも連動して、地域福祉の推進を図るものとします。

【地域福祉計画と関連計画の整合・連携のイメージ図】



5 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

ただし、国や広島県などの動向や、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

【地域福祉計画と主な関連計画の計画期間】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域福祉計画	第2次竹原市 地域福祉計画 (H29~R3)	第3次竹原市地域福祉計画(R4~R8)				
総合計画	第6次竹原市総合計画(R1~R10)					
高齢者福祉・介護保険事業計画	たけはら輝きプラン2021 (R3~R5)					
障害者計画	竹原市障害者計画(R3~R8)					
障害福祉計画	竹原市第6期障害福祉計画 (R3~R5)					
障害児福祉計画	竹原市第2期障害児福祉計画 (R3~R5)					
子ども・子育て支援事業計画	竹原市すくすくプラン2020(R2~R6)					
自殺対策計画	竹原市自殺対策計画(H30~R9)					
地域福祉活動計画 (竹原市社会福祉協議会)	もっとあったか 福祉e-(えー)まちプラン (H30~R4)		次期地域福祉活動計画 (R5~R9)			

6 計画の策定体制

計画の策定にあたり、住民各層の地域とのかかわりや福祉活動などへの参加状況、地域福祉についての意識などを把握することを目的に、20歳以上の市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

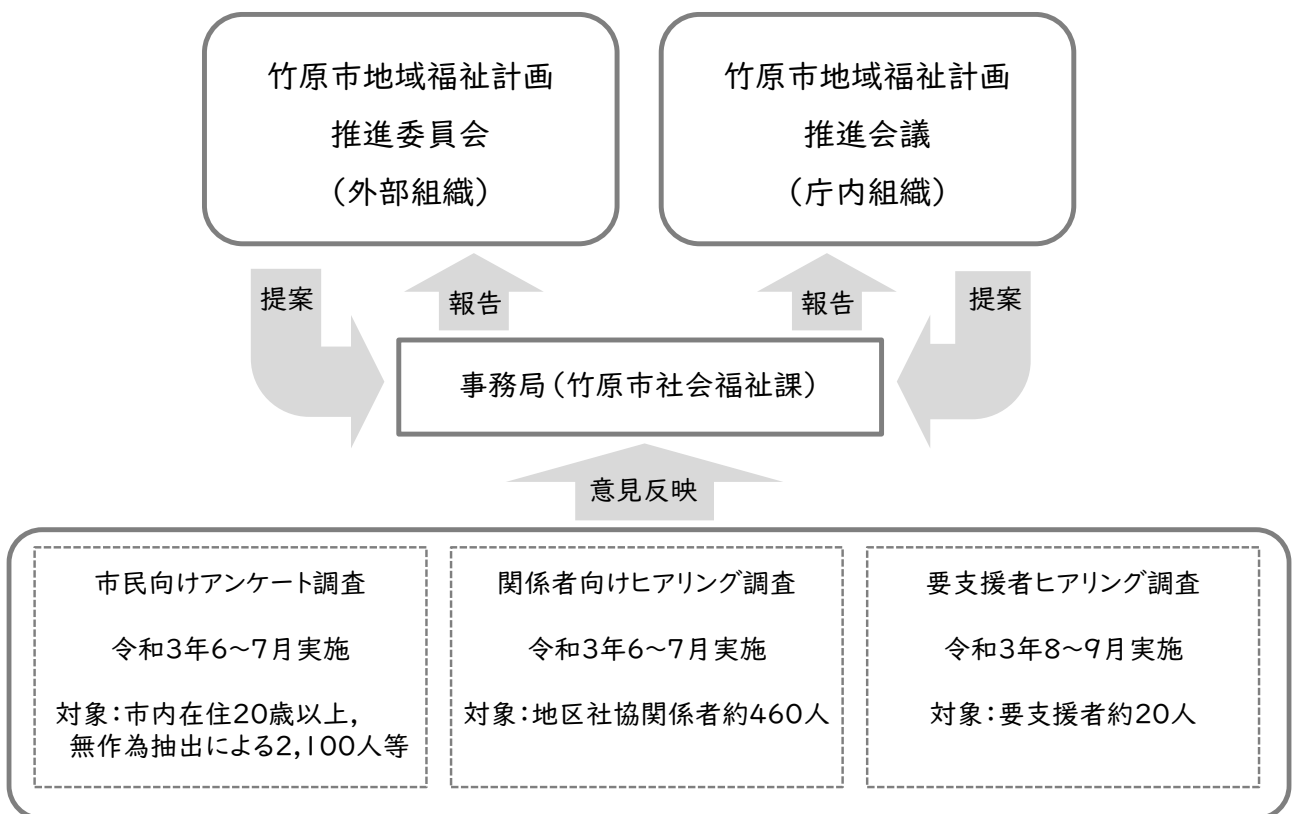
また、竹原市社会福祉協議会が主体となり、地域福祉にかかわる関係者を対象とするヒアリング調査（地域アセスメント^{※1}）を実施し、支援に必要な地域の実情を把握・分析し、施策立案の参考としました。

加えて、市内の関係機関において相談支援を行っている方へのヒアリング調査を行い、具体の施策検討の参考としました。

計画の策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで策定作業を進めるとともに、住民や関係機関・団体の代表者などで構成する「竹原市地域福祉計画推進委員会」において審議を行いました。

さらに、「パブリックコメント」の実施を通して幅広く市民からの意見を聴き取りました。

【計画の策定体制】



1 課題分析のことをいいます。